

高額療養費 自己負担限度額

70歳以上75歳未満の人 (平成30年8月から)

区 分			外来(個人単位)の限度額	外来+入院(世帯単位)の限度額	限度額(4回目以降)
現役並み所得者	現役並みⅢ	課税所得690万円以上	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1%		140,100円
	現役並みⅡ	課税所得380万円以上690万円未満	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1%		93,000円
	現役並みⅠ	課税所得145万円以上380万円未満	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%		44,400円
一 般			18,000円 (8月から7月までの年間上限144,000円)	57,600円	44,400円
低所得Ⅱ	同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税 (低所得Ⅰ以外の人)		8,000円	24,600円	-
低所得Ⅰ	同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税 で、各世帯員の所得が必要経費・控除(年金所得は控除 額を80万円として計算。給与所得がある場合は給与所 得から10万円を控除)を差し引いたときに0円となる人		8,000円	15,000円	-